

平成30年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	北海道・東北
2	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	災害に強いまちづくりを進めるため、各自治体が事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、必要とする予算の確保、ならびに適切な配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
2	密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源確保	居住環境形成施設整備のうち地区公共施設(道路)の整備に際し、市街地住宅等整備事業が伴わない街区単位における戸建住宅の敷地を再配置する事業に対して、施行者が支払う権利変換諸費(測量、調査、評価、設計、権利変換計画、権利変換に関する処分及び登記に必要な経費)への補助制度の拡充や財源の確保をお願いしたい。	建替促進事業計画策定費により、限度額等の範囲内で基本計画、権利変換計画等の作成に要する費用について補助が可能です。 必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
3	収容事業に準ずる税制制度の拡充	同一区域内で区画整理事業と住宅市街地総合整備事業(密集型)が重複する場合は、被補償者に対する課税優遇に差が生じないように税制上の措置を講ずること。また住宅市街地総合整備事業(密集型)のみの区域についても、区画整理事業や収容事業に準ずる税制上の措置を講ずることをお願いしたい。	収容対象事業とそれ以外の事業とに同等の税制の特例措置を講ずることは困難です。	関東・甲信
4	延焼遮断帯形成事業の対象要件である密集市街地重点地域の拡充	当事業は延焼拡大の防止に非常に有効であるものの、対象要件である密集市街地重点地域は主に大都市圏にある地域が対象となり適用できる地域が限定的である。糸魚川市での大規模火災の発生があったことから、同程度の市街地においても当事業が適用できるよう拡充をお願いしたい。	平成30年度予算要求に向けて、実需の有無等を勘案しながら検討してまいります。 なお、都市局の事業に同種の事業に都市防災総合推進事業(都市防災不燃化促進)があり、密集市街地重点地域に限定していないので地区の特性に応じて、ご活用下さい。	東海・北陸
5	防火改修工事にかかる制度の拡充について	昨年12月に新潟県の糸魚川市で発生した大火において、被災した地域は準防火地域に指定されているが、防火対策を取っていない既存不適格建築物が延焼拡大の一因となった可能性が指摘されているところである。防火地域等の既存建築物等に対する防火対策を進めべく制度の拡充をお願いしたい。	平成30年度予算要求に向けて、実需の有無等を勘案しながら検討してまいります。 なお、住宅・建築物安全ストック形成事業において、密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて行う防火改修については交付対象となっていますので、参考としてください。	東海・北陸

6	<p>密集市街地整備の財源確保</p>	<p>密集住宅市街地整備の早期改善を図るため、住宅市街地総合整備事業(密集型)について必要となる財源を継続的に確保されたい。</p>	<p>必要な予算額の確保に努めます。</p>	<p>近畿</p>
7	<p>密集市街地整備の財源確保</p>	<p>(要望内容) 南海トラフ巨大地震等に備えて、密集市街地における地区公共施設や延焼遮断帯の整備などを強力に進めるため、国費率の引き上げや国費の重点配分を行うなどの拡充を行うとともに地方債について、東日本大震災の復興事業と同等の特別な地方財政措置を講じていただきたい。</p> <p>(要望理由) ・大阪府内には、「地震時等に著しく危険な密集市街地」が7市11地区にわたる計2,248haが存在しており、全国ワースト1の規模。 ・平成32年度までにその解消を目標として、府市が連携して整備を進めているところ。 ・しかし、府市の財政状況は厳しく、確実な目標達成には、整備を強力に支援する交付金制度の拡充などの国の支援が必要。</p> <p>施策例 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の国費の拡充、地方債に関する特別措置など ・地方要望額に対する十分な国費の確保 ・国費率の引き上げ(現行1/2 2/3に) ・南海トラフ巨大地震対策事業に係る地方債についても、東日本大震災の復興事業と同等の地方財政措置を求める(東日本大震災の復興事業に係る地方債は、起債充当率100%、後年度の元利償還に対する交付税措置70%となっている。)</p>	<p>必要な予算額の確保に努めます。 なお、復興事業とそれ以外の事業とに同等の措置を講じることは困難です。</p>	<p>近畿</p>
8	<p>補助対象事業の拡充</p>	<p>(要望内容) 地震時の電気に起因する火災の発生を抑止するため、感震ブレーカーについて、密集市街地対策の補助対象とすることや、効果的な普及啓発を行うため、わかりやすい啓発ビデオの作成や設置効果がわかる延焼シミュレーションソフトの整備など、普及に向けたさらなる設置促進方策を示されたい。</p> <p>(要望理由) 阪神・淡路大震災における火災の約1/4は地震後の電気復旧によるものといわれているが、感震ブレーカーの設置により大幅に減らすことができる。しかし、普及率は全国で6%程度に止まっているため、強力な促進方策が必要。</p>	<p>感震ブレーカーの設置は密集市街地の安全性向上に寄与すると考えられることから、密集市街地の整備改善等に関する社会資本整備総合交付金の基幹事業と一体で実施される効果促進事業により支援することが可能であり、活用事例があることは承知しています。 なお、内閣府防災担当において、普及啓発に向けたチラシや映像資料を作成し、HPに掲載しているところです。</p>	<p>近畿</p>
9	<p>密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保</p>	<p><要望の要旨> ・東日本大震災をはじめとして、近年、全国各地で大規模な地震が頻発し、南海トラフ巨大地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、延焼危険性、避難困難性の高い密集住宅市街地の整備は喫緊の課題である。 ・こうしたなか、密集住宅市街地整備の重点的かつ緊急的な推進を図るためには、国の補助制度の拡充や財源確保が必要である。</p> <p>要望概要 社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 (例) ・民間負担の軽減を図る観点から、「住宅市街地総合整備事業」による補助に加え、国単独の補助を実施 ・地方の財源確保に向け、地方負担額について起債措置 「住宅市街地総合整備事業」における広場整備に関して、密集住宅市街地整備の推進の観点から、補助対象財産の処分の取扱いについて柔軟な運用を要望</p>	<p>平成27年度予算から「密集市街地総合防災事業」を創設し、民間が行う地区公共施設整備に対する国費率の引上げなど、従来の交付金による補助率と比べると一部補助率が高くなっている項目がございますので、活用をご検討ください。 なお、地方公共団体が施行する居住環境施設整備(老朽建築物等除却など)や公共施設整備等の地方負担額は、地方財政措置(起債充当率:50~100%)が講ぜられることとなっておりますので、参考としてください。 また、補助対象財産の処分の取扱いについては、「住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年住宅局長通知)」によることとなっております。</p>	<p>近畿</p>

10	収用事業に準ずる税制上の措置を講ずる	密集住宅市街地整備の早期改善を図るため、住宅市街地総合整備事業(密集型)による任意事業で進めている密集市街地整備事業について、税制上の措置として全て5,000万円控除(収用事業に準ずる)を適用されたい。	収用事業とそれ以外の事業とに同等の措置を講じることは困難です。	近畿
11	固定資産税の軽減措置	密集市街地などにおける地震時等の延焼拡大の一因となる老朽木造賃貸住宅除却をより一層促進し、早急な地域改善を行っていくためにも、除却後の土地に対する固定資産税の軽減措置を講じられたい。	除却後の土地について、地方公共団体が条例等で独自の優遇措置を講じている例があることは承知しています。固定資産税の軽減を全国一律の措置として講じるにあたっては、他の更地と比較した場合の課税の公平性や、密集市街地が都市部を中心に偏在的に存在していることなどが課題になると考えています。国土交通省としては、密集市街地における老朽住宅の除却については財政的な支援を通じて引き続き促進して参りたいと考えております。	近畿

住宅市街地総合整備事業(都市再生住宅等整備事業)

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
	特になし			

街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	事業を計画的及び継続的に推進するため、事業主体が必要とする予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
2	予算の確保と配分	歴史的価値の高い建造物や風情ある街なみが数多く現存しており、地域の歴史や資源を活用した街なみ環境整備を進めていくために必要となる、「歴史的風致維持向上計画」を策定して取組む街なみ環境整備事業について、重点計画への位置付け、予算の確保及び重点配分を要望する。	必要な予算額の確保に努めます。	近畿
3	生活環境施設の複数設置について	街なみ環境整備事業に係る街なみ整備事業の生活環境施設整備について、利用形態や、利用者層などから複数箇所の整備の必要性が明確となる場合はこの限りでないところのもの、原則1区域1箇所を交付対象とされていることから、集会施設と情報発信の役割施設など、必要に応じて事業地区ごとの設置を認めるなど柔軟な対応を図られるよう要望する。	必要性が明確な根拠により申請をすれば、複数箇所設置は認めておりますので、個別にご相談ください。	九州
4	事業メニューの拡充	本市では、街なみ環境整備事業を利用して街なみに配慮した公共施設の整備を行うため、道路の美化や電柱の移設や架線の整理を検討している。現在、電柱の移設や架線の整理については、交付金の対象になっていない。多様な整備手法を認めるような事業メニューの拡充をお願いしたい。	今回の要望内容については交付対象となる可能性があるため、具体的な案件が出てきた場合には個別にご相談ください。	九州

住宅・建築物安全ストック形成事業・耐震対策緊急促進事業

No	要望事項	要旨	回答案	ブロック
1	木造住宅の耐震対策 「住宅の耐震改修等を緊急に促進するための拡充措置の期間延長について」	・住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅の耐震改修に対する補助について、戸あたり30万円(国費15万円)を加算する拡充措置が平成29年度末で終了するところであるが、平成32年度末耐震化率95%の目標達成に向け、引き続き支援強化の必要があることから、この拡充措置の期間延長を要望するもの。	住宅の耐震化のさらなる促進に向け、あらゆる手段を検討してまいります。	北海道・東北
2	適用期限の「早期延長」と「延長期間の拡大」	避難路沿道建築物や防災拠点(庁舎等)建築物を指定し、耐震化を促進していくため、事業者の検討()期間を確保できるよう、緊急事業の適用期限の「早期延長」と「延長期間の拡大」をお願いしたい。 ()検討事項 診断結果や概算改修費を基に、耐震化手法(用途廃止、改修、現地建替え、別地建替え)を資金調達、工事中の代替措置、営業の展望等から検討	平成30年度までにできるだけ多くの建築物の耐震化を図れるよう、国土交通省としても最大限の予算確保等に努めてまいりますので、地方公共団体におかれましても、補助制度の整備・充実を図るとともに、建物所有者等に対して早期の事業着工を促していただきますようご協力をお願いいたします。	北海道・東北
3	防火改修工事にかかる制度の拡充について	昨年12月に新潟県の糸魚川市で発生した大火において、被災した地域は準防火地域に指定されているが、防火対策を取っていない既存不適格建築物が延焼拡大の一因となった可能性が指摘されているところである。防火地域等の既存建築物等に対する防火対策を進めるべく制度の拡充をお願いしたい。	平成30年度予算要求に向けて、実需の有無等を勘案しながら検討してまいります。 なお、現行制度においても、密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて行う防火改修については交付対象となっていますので、参考としてください。	東海・北陸
4	補助率の拡充、地方負担額の軽減	<要望の要旨> ・東日本大震災による甚大な被害が報告され、南海トラフ巨大地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。 ・住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、限度額及び補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。 ・今後、耐震化を強力に進めるためには、国の補助制度の拡充や財源確保のほか、地方においても財源確保が必要である。 要望概要 「住宅・建築物安全ストック形成事業」における耐震改修費補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例)民間建築物の耐震改修費に対する補助率23%を2/3へ引き上げ 民間建築物の耐震化に対する補助の地方負担部分に起債充当措置 耐震診断が義務付けられる建築物を対象とした「耐震対策緊急促進事業」における国費率や補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例)交付金と補助金を合わせて国費率1/3を1/2へ引き上げ 本事業の地方負担部分に起債充当措置	住宅の耐震化のさらなる促進に向け、あらゆる手段を検討してまいります。 なお、改正耐震改修促進法に基づき、都道府県が避難所等に位置づけた耐震診断義務付け対象の建築物については、交付金と補助金を合わせた補助率を2/5に引き上げるなどの措置を講じております。また、地方公共団体を実施する耐震改修の負担額は地方負担額は、地方財政措置(起債充当率:90%(本来分50%、財源対策債分40%))が講ぜられることになっておりますので、参考としてください。	近畿

5	天井の耐震改修工事費に対する補助対象限度額の撤廃、補助率の引き上げ	<p>< 要望の要旨 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、体育館、劇場、ホールなどの大規模空間の吊り天井が脱落する被害が多数生じた。 ・本市では、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の発生が危惧されており、市設建築物における一定規模以上の吊り天井の脱落対策の推進は喫緊の課題である。特に、震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、災害時に重要な機能を果たす施設における安全確保が急務となっている。 ・平成29年度国家予算においては、補助対象限度額について、耐震改修の内容に応じた段階的な設定がなされ、構造計算が必要な天井については一定増額されたところであるが、本市の実績等を踏まえると補助対象限度額及び補助率は十分ではない。 ・引き続き、吊り天井の脱落対策を強力に進めるためには、地方の財源確保が必要である。 <p>要望概要</p> <p>「住宅・建築物安全ストック形成事業」における「天井の耐震改修に関する事業」の補助対象限度額の撤廃及び補助率の引き上げを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象限度額(31,000円/㎡等) 限度額なし ・補助率(1/3又は11.5%等) 一律 1/3 	<p>ご承知のとおり、平成29年度当初予算において、発災時における建築物の安全の確保及び迅速な復旧・復興に資する天井脱落防止対策を推進するため、耐震改修に係る補助対象限度額を一律31,000円/㎡から耐震改修の内容に応じて最大70,000円/㎡までの段階的な設定を行い制度拡充を行ったところです。</p> <p>なお、地方公共団体が当該建築物を避難所等に指定した場合には、天井の耐震改修に係る国の補助率(通常11.5%)を1/3に引き上げておりますので、参考としてください。</p>	近畿
---	-----------------------------------	--	---	----

社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するため、現行の交付金制度を堅持し、事業主体が必要とする予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
2	予算の確保と配分	本交付金に係る政府予算の地方への配分については、地方からの要望額に対し約6割程度の内示額となるとともに、今後も厳しい状況であると聞いている。本交付金の本来の趣旨を踏まえ、地方からの要望額に対し内示額が下回ることはないよう強く要望する。	必要な予算額の確保に努めます。	近畿
3	財源の確保	社会資本整備総合交付金のH28年度の配分額が、要望額を大幅に下回っており、現状のままでは事業執行に多大な影響が出ることが見込まれるため、住宅市街地総合整備事業等について、事業量に見合う財源を確保されたい。	必要な予算額の確保に努めます。	中国・四国

市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
2	予算の確保と配分	中心市街地での著しい人口減少により、都市の拡散と空洞化が進行しており、都市再生に向け、都市の外縁部への拡大を止め、あわせて既成市街地などの拠点整備を進めていくために必要である、市街地再開発事業について、予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分を要望する。	必要な予算額の確保に努めます。	近畿

優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	優良建築物等整備事業に係る政府予算は、社会資本整備総合交付金の全体が前年度規模を維持する中で、今後も厳しい状況にあると聞いている。地方における優良建築物等整備事業は、中心市街地への人の集住と人口の維持において重要な事業であるため、必要な財源の確保をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	北海道・東北
2	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
3	事業初動期における交付金制度の弾力的な運用について	優良建築物等整備事業は、法定再開発によらない既存市街地の更新手法として有効であるが、都市計画手続きが不要な民間主導のプロジェクトであるために、事業立ち上がりのスピード感と交付金の予算要望のタイミングが合わず、要望地区の選定に苦慮している。複数の要望地区の中から次年度に確実に事業化されそうなところを要望するようにしたとしても、想定通りにならない可能性がある。また、仮に全員同意を得たのちに予算要求をした場合、時期によっては同意から交付決定まで1年以上かかることが考えられ、事業化の機を逸することが懸念される。については、地区選定にあたっては、事業検討の進捗状況に応じた柔軟な運用を行うことを要望したい。	社会資本整備総合交付金においては、計画に位置付けられた事業の範囲内で地方公共団体が国費を自由に充当可能とする等、柔軟な運用が可能となっているところです。一方で、当該事業は地方公共団体の作成する社会資本整備総合整備計画に位置付けられることとなりますので、事業化のタイミング、事業の進捗状況等の十分な把握に努め、適切な対応をお願いいたします。なお、案件が具体化した際には、個別にご相談ください。	東海・北陸

その他

No	要望事項	要旨	回答	ブロック